

3 保存管理計画

(1) 個別構成要素に係る保存管理計画の概要又は策定に向けての検討状況

名勝及び史跡三徳山については、平成3年に『三徳山地域保存管理計画』、平成15年に『三徳山地域保存管理計画「環境整備基本計画」報告』が策定されているが、資産を構成する個別構成要素に係る厳密な保存管理計画は策定されていないため、下記の方方向性に基づき、資産の適切な保存管理を行うために、国・鳥取県及び所有者とも連携を図りながら、三朝町が中心となり、確実に保存管理が実施されるものとして策定を進める。

構成要素の名称と現在の指定種別		保存管理計画策定に向けての方方向性
三徳山	国名勝及び史跡	資産の根幹をなすものであることから、植生や地質など自然に関する調査、地下遺構等埋蔵文化財調査、文献調査、民俗学的調査など、過去の調査成果も加味し、総合的な調査研究を踏まえた上で、地元住民の生活環境や参詣者対策も講じた保存管理計画とする。
三仏寺奥院(投入堂)	国宝	各建造物の立地する状況、地質等を調査し、景観を壊すことがないように配慮した上で、それぞれに最も有効と思われる防災施設を設置する。 また、これらの建造物と自然環境との関係、投入堂に代表される懸造や当時の建築技術についての来歴や他地域の物件との比較検討などの調査を行うことにより、古来より伝えられた空間構成が維持できる保存管理計画とする。
愛染堂	国宝(附)	
三仏寺納経堂	重要文化財	
三仏寺地藏堂	重要文化財	
三仏寺文殊堂	重要文化財	
不動堂	県保護文化財	
元結掛堂	県保護文化財	
観音堂	県保護文化財	
鐘楼堂	県保護文化財	
十一面観音堂	県保護文化財	
本堂	県保護文化財	
香楼堂	未指定	
輪光院	未指定	
正善院	未指定	
皆成院	未指定	
正善院庭園	県名勝	本坊としての歴史性が維持できる保存管理計画とする。
神倉地区	未指定	現存する坊舎としての意義を踏まえた保存管理計画とする。
神倉神社	未指定	
冠岩	未指定	
小鹿溪	国名勝	三徳山と連続して構成される自然環境の調査を実施し、地元住民の生活を踏まえた保存管理計画とする。
山伏の滝	未指定	

(2) 資産全体の包括的な保存管理計画の概要又は策定に向けての検討状況

① 検討状況

現在、資産全体の包括的な保存管理計画は策定されていない。

三徳山は資産の範囲が広く、資産を構成する要素は多岐にわたっている。三徳山が信仰の対象と

なって以来、守り伝えられている自然環境と文化的景観を包括的に保存管理するために必要な調査研究を進めながら、個別構成要素に係る保存管理計画の内容も加味した資産の包括的な保存管理計画について具体的な策定を進める。その際、必要に応じて資産の範囲を再検討する。また、併せて三朝町、鳥取県の保存管理体制の充実を図る。

なお、資産の範囲は主に名勝及び史跡三徳山と名勝小鹿溪の指定地からなるが、一部に未指定地を含む。未指定地については、名勝及び史跡三徳山の追加指定を視野にいたした調査研究を実施する。

②策定に向けて必要な検討

- 1 資産を構成する諸要素を明確に把握するための調査
 - 信仰対象である三徳山の自然を適切に保全するため、三徳山の自然環境について調査研究を進める。
 - 三徳山の自然環境と文化的景観を適切に保全していくため、資産内における土地利用の在り方、習俗慣行に関する調査研究を進める。
- 2 資産の適切な保存管理のために必要な整備活用に関する検討
 - 資産を確実に保存管理していくために必要な整備を行いながら、三徳山の魅力を体感してもらうための活用方法について検討を行う。
- 3 包括的な管理を行うための組織体制及び運営体制に関する検討
 - 資産を適切に保存管理し、活用していくための活動に住民が積極的に参加できる気運の醸成と環境づくりを検討する。
 - 管理・運営体制を整備し、町、県、国又は周辺市町との連携を強化することを検討する。

(3) 資産と一体をなす周辺環境の範囲、それに係る保全措置の概要又は措置に関する検討状況

①資産と一体をなす周辺環境の範囲

資産と一体をなす周辺環境の範囲は、三徳山周辺を取り囲む山稜で区切られた範囲であり、三徳山からの可視性という観点での景観保全に合理的である。これは三徳山領として文献資料に記された最古の記録となる康永3年(1344)の「伯耆国美徳山領温谷別所検注目録」(壬生文書)の記述された寺領に相当する範囲を包括するもので、三徳地域(三朝町大字俵原、三徳、坂本、片柴、余戸)及び小鹿地域(三朝町大字中津、神倉、東小鹿、西小鹿、高橋、西尾、吉田)とする。

三徳地区及び小鹿地区は、近世以降の輪光院、正善院及び皆成院の檀家の分布とおおよそ一致しており、旧三徳村及び旧小鹿村の範囲であったことから、公民館の設置等行政上の区分、小学校区とも一致しており、地域の実情に合致した範囲でもある。

②保全措置の概要

現在、全域が自然公園法に基づく「氷ノ山後山那岐山国定公園」又は同法及び鳥取県立自然公園条例に基づく「三朝東郷湖県立自然公園」に含まれる。また、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥取県指定の三徳山鳥獣保護区が設定されているほか、森林法に基づく保安林指定地が多数分布している。

③保全措置に関する検討状況

両地域には三朝町「地域の総合力を高め自立を促進する条例」に基づき地域住民が自主的な地域づくりを行うことを目的として「三徳地域協議会」及び「小鹿地域協議会」を設立しており、地域住民が当該地域において実際生活に即した各種の事業及び学習、地域における伝統文化の伝承その他地域住民が主体となって取り組む活動を行っている。資産と一体をなす周辺環境の範囲に係る保全措置については、資産全体の包括的な保存管理計画との整合性をとりつつ、関連各部署と連携を図りながら、両地域協議会を中心に具体的手法を検討する。